

せいか こどもプラン

令和7年度 >>> 令和11年度

【概要版】



せいかこどもプランとは

せいかこどもプランは、国の「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」を実現するため、「こども基本法」に基づき、こどもや若者、子育てに関する施策全般をまとめた計画です。

計画の対象

- ・0～18歳までのこども
(こども・若者に係る施策の対象は30歳未満の方とし、雇用等の特定の施策分野については40歳未満の方を含む。)
- ・こどものいる家庭
- ・こどもとその家庭を取り巻く精華町の地域社会全体

精華町の現状と課題

出生数

220人
令和元年

116人
令和5年



子ども・若者の人口

0～11歳

3,992人
令和2年

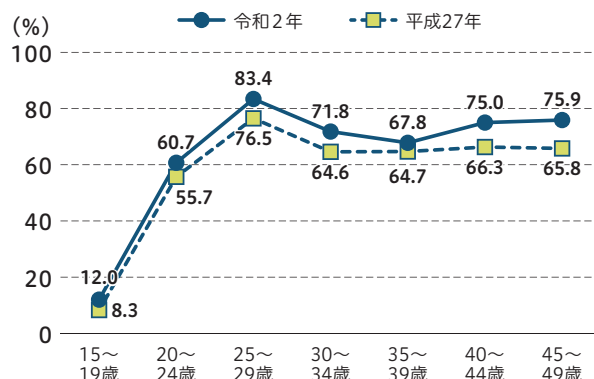
3,432人
令和6年

12～39歳

10,740人
令和2年

9,971人
令和6年

女性就業率



課題

① 子ども本人の視点を尊重した支援の充実

- 本町の子ども対象調査では、「他の子どもとくらべたりしないこと」「子どもの話を真剣に聞くこと」など、子ども自身と向き合う大人の姿勢が求められています。
- 創造力や自尊心を育み、身体感覚を養うためには、多様な遊びや体験活動が重要です。家庭環境による機会の格差が生じないよう、引き続き多様な遊びや体験の機会を保障することが求められています。

課題

② 子育て家庭の不安や悩みに寄り添った支援の充実

- 女性の就業率が上昇しているほか、本町の保護者対象調査では、フルタイムの共働き世帯が増加傾向にあり、就学前教育・保育や放課後児童クラブのニーズは今後も増加すると考えられます。子ども人口の減少傾向も踏まえ、適切に教育・保育の提供体制を整える必要があります。
- 本町の保護者対象調査によると、前回調査時点に比べ、子育てに不安や悩みを抱える子育て世帯の割合が増加し、不安の内容は子育ての方法や経済面など多岐にわたります。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な負担感を抱くことなく、心身ともに健康的に子どもと向き合えるよう、社会全体で支援していくことが必要です。

課題

③ 地域社会全体で子どもを育む機運の醸成

- 本町の子ども対象調査では、多くの子どもたちが地域に見守られている意識を持っており、実際に多くの交通安全・地域防犯の取組を地域と行政の協働で取り組んでいます。
- 地域や家庭、関係機関が連携して、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、子どもと子育てを家庭内だけでなく、地域社会全体で支えていくことが必要です。

課題

④ 若者の将来を保証できる支援の充実

- すべての子どもや若者が、自分らしく健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを目指し、主体的に学び・体験する機会の提供や就労支援の充実、生活基盤の安定を図り、若者が将来に希望を持てるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

計画の基本的な方向性



こども・家庭・地域で創る こどもまんなか精華町



～みんなでつくる こどもまんなかまちづくり～



これまで、本町では、こどもの健全な成長のために町民のすべてが力を合わせることを「こどもを守る町」宣言(昭和43年制定)として掲げ、まちづくりを進めるとともに、前回計画の基本理念である「子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援する」ことを目指し、子育てに関する様々な取組を進めてきました。

国の「こども大綱」では、こども施策の共通の基盤となる取組として、「こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を掲げており、多様なこども施策を通じてこどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成していくことが重要であるとしています。また、すべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に幸福な状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、取組を推進しています。

本町の基本理念、基本目標、施策の柱は、こうした社会情勢を踏まえて設定し、各種取組を推進します。

「こどもを守る町」宣言(昭和43年制定)

青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。

本町は、ここに「こどもを守る町」であることを宣言し、
町民すべての熱意を結集して、その目的達成のために努力する。

施策体系

基本理念

こども・家庭・地域で創る こどもまんなか精華町
～みんなでつくる こどもまんなかまちづくり～

基本目標

1

こども・若者が健やかに
のびのびと
育っていけるまち

》》》「こども・若者」を応援する施策

- (1)「こどもの権利・人権」の尊重
- (2)「遊び・生活体験」の応援
- (3)「学び」の応援
- (4)「青少年」の健全育成
- (5)「若者」の未来を支える支援の充実
- (6)「健康づくり」の推進



基本目標

2

安心してこどもを
生み育てていけるまち

》》》「子育て」を応援する施策

- (1)「母子保健・医療」の確保
- (2)「保育サービス等」の充実
- (3)「保育所等」の環境向上
- (4)「放課後児童」の応援
- (5)「子育て費用等」の負担軽減
- (6)「こどもの貧困」への対応



基本目標

3

地域ぐるみで
こども・子育てを
見守り応援するまち

》》》「地域ぐるみ」で こども・子育てを応援する施策

- (1)「地域子育て支援」の充実
- (2)「児童虐待等」への対応
- (3)「家庭・地域の子育て力」の向上
- (4)「仕事と子育て等の両立」への支援
- (5)「こどもの安全」の確保



基本目標

1 こども・若者が健やかに のびのびと育っていけるまち

》》》「こども・若者」を応援する施策

様々な生活体験を通じて、こどもが自らの心と体をのびのびと自然に成長させていけるような、「こども・若者」を応援するまちを目指します。

(1)「こどもの権利・人権」の尊重

目標 こどもの人権が尊重され、こども目線のまちづくりが行われている

主な施策 こどもの権利・人権に関する啓発、こどもにやさしい施設整備の推進 等

(2)「遊び・生活体験」の応援

目標 こどもが地域での充実した生活体験を得て、元気に遊び、成長している

主な施策 いのちにふれる機会の充実、食育の充実、こどもの遊び場の確保 等

(3)「学び」の応援

目標 こどもの豊かな心と生きる力が育まれ、一人ひとりの個性が輝いている

主な施策 教育の充実、一貫した切れ目のない相談支援体制の充実、障害のあるこどもの学びの充実 等

(4)「青少年」の健全育成

目標 こども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自分の能力や可能性を伸ばしている

主な施策 青少年の居場所づくり、不登校のこどもやその家族への支援、
ひきこもり・ニート等のこども・若者やその家族への支援、
障害のあるこどもや発育が気になるこどもへの支援 等

(5)「若者」の未来を支える支援の充実

目標 若者の社会参画を支援し、将来への希望を実現する

主な施策 せいかジョブポイントの運営、
就労支援セミナー等の開催、京都府との連携による婚活イベントの実施 等

(6)「健康づくり」の推進

目標 こどもが健康に関する正しい知識を身につけ、心身ともに健やかに成長している

主な施策 身体活動の機会の提供、給食の充実・安全管理の徹底、
こどもの年齢に応じた保健教育の充実 等



基本目標

2

安心してこどもを 生み育てていけるまち



》》》「子育て」を応援する施策

母子保健や保育サービスの充実等により、子育て家庭の暮らしを適切に支える仕組みが充実した、「子育て」を応援するまちを目指します。

(1)「母子保健・医療」の確保

目標 母子保健・医療等が整っており、安心して出産・育児ができている

主な施策 産後ケア事業の実施、発達・発育相談の充実、「こども医療」の充実 等

(2)「保育サービス等」の充実

目標 各種の保育サービスが充実しており、安心して働き、子育てができている

主な施策 通常保育・延長保育等の実施、一時預かりの充実、利用者支援事業の実施 等

認定区分		令和7年度	令和11年度
幼稚園、認定こども園	1号認定(3～5歳)※	265人	171人
保育所、認定こども園	2号認定(3～5歳)	483人	459人
保育所、認定こども園、地域型保育事業	3号認定(0～2歳)	288人	317人

※2号認定の教育利用希望者を含む

【新規】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所、幼稚園等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園等を利用できる事業です。令和8年度から令和9年度まで、経過措置として月3時間を利用上限時間とします。需要量を把握し、令和10年度から月10時間を利用上限時間として実施します。

(3)「保育所等」の環境向上

目標 常に望ましい保育環境で、適切な保育サービスを提供している

主な施策 保育所施設・設備の計画的な整備・維持管理・更新、教育・保育の質の確保と向上の支援 等

(4)「放課後児童」の応援

目標 各小学校校区で放課後児童の居場所・活動プログラムが整っている

主な施策 精華まなび体験教室(放課後子供教室)の充実、放課後児童クラブの充実 等

(5)「子育て費用等」の負担軽減

目標 子育ての経済的な負担を軽減する仕組みが適切に運用されている

主な施策 医療・保育・教育等に要する経済負担の軽減、幼児教育・保育の無償化の実施

(6)「こどもの貧困」への対応

目標 こどもの貧困について、適切な支援が行われている

主な施策 生活困窮家庭のこどもへの支援の推進、こどもの居場所づくりの推進、就労支援の推進 等

地域ぐるみでこども・子育てを 見守り応援するまち

》》「地域ぐるみ」でこども・子育てを応援する施策

「こどもを守る町」宣言をしている精華町として、こどもの人権を尊重しこどもを守り育てることの責務を担い、「地域ぐるみ」でこども・子育てを応援するまちを目指します。

(1)「地域子育て支援」の充実

目標 各地域での子育て支援体制があり、様々な交流活動が活発に展開されている

主な施策 こども家庭センターの設置に向けた体制整備、地域子育て支援体制の充実、ヤングケアラーに対する支援の強化、重層的支援体制の整備 等

(2)「児童虐待等」への対応

目標 児童虐待やDVを未然に防ぎ、あるいは、早期に対応している

主な施策 児童虐待・ドメスティックバイオレンス(DV)等についての意識啓発の充実、虐待の未然防止に向けた取組の実施、子育て訪問相談の実施、要配慮家庭の再統合支援 等

(3)「家庭・地域の子育て力」の向上

目標 家庭や地域の、こどもを教育する力が高まっている

主な施策 家庭・地域の教育力の向上、家庭におけるこどもとの関わり方に関する支援の実施 等

(4)「仕事と子育て等の両立」への支援

目標 子育てを応援する企業が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

主な施策 子育てしやすい職場環境づくりの促進、リカレント・再就職に関する相談支援の実施、男女共同参画の推進 等

(5)「こどもの安全」の確保

目標 こどもに関わる施設とその周辺の安全が確保され、防犯・防災対策が充実している

主な施策 交通安全・事故防止対策の充実、地域防犯体制の強化、地域防災体制の強化、自殺予防のための相談支援の充実 等



子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	ニーズ量	
		令和7年度	令和11年度
利用者支援に関する事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供と、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業。	2か所	2か所
妊婦等包括相談支援事業型	妊婦や子育て世帯向けの面談支援と経済援助を統合的に提供する事業（伴走型相談支援）。	371回	327回
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。	334人	399人
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	722人	761人
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等を利用し、必要な保護を行う事業。	156人日	130人日
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握・助言等を行う事業。	180人	159人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	12家庭	10家庭
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	899人回	1,145人回
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園における在園児を対象として、教育標準時間の前後に預かり保育を行う事業。	8,586人日	5,540人日
一時預かり事業（幼稚園型以外）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	1,055人日	735人日
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。	8人日	7人日
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	453人日	378人日
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	267人 2,063人回	238人 1,870人回
産後ケア事業	退院直後から1歳未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。	51人日	75人日
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。	22人日	20人日
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談・助言を行い、保護者同士の情報交換や相談の場を設けることで、親子間の適切な関係性構築を図るための事業。	15人	13人

せいかこどもプラン

【概要版】

令和7年3月

発行：精華町 子育て支援課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70番地

TEL：0774-95-1917 FAX：0774-95-3974